

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和8年度）

作成日 2026/10/30

最終更新日 2026/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/9/1
国立大学法人名		国立大学法人高知大学
法人の長の氏名		受田浩之
問い合わせ先		高知大学法人企画課 TEL：088-844-8899
URL		https://www.kochi-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>今回の修正案は実態に即している内容であり、特に、異存ありません。 今後、検討して頂きたい点は下記です。</p> <p>経営協議会の資料に、本件のエグゼクティブサマリーを入れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな修正ポイントを明記する。なき場合は「なし」と記載。 ・実態に即した修正内容の件数、およびその概要を明記する。 ・修正には至っていないが、今後、要検討すべきことがあるかどうか <p>上記、当日のご説明時に盛り込まれているかと思いますが、後日、資料を再確認する際にとっても参考になります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【本学の回答】</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、大きな修正点の有無や修正内容の概要、今後の検討課題等を分かりやすくお示しできるよう、資料の冒頭におけるエグゼクティブサマリーの作成を含め、今後の資料作成について検討してまいります。</p>
監事による確認	更新あり	<p>【監事からの意見】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨を踏まえたガバナンス体制の整備及び運用が適切に行われていることを確認した。</p> <p>今後は、これらの取組を教育、研究及び社会貢献活動の充実や法人価値の向上に着実に結び付けていくことを期待する。とりわけ内部統制については、モニタリングを確実に実施することで、より一層の実効性の向上に取り組まれない。</p> <p>また、法人経営の多様性確保、次世代経営人材育成及び教職協働推進の観点から、事務職員を戦略的人材として育成・登用する仕組みの更なる充実が望まれる。</p> <p>【本学の回答】</p> <p>引き続き、教育、研究及び社会貢献活動の充実や法人価値の向上に着実に結び付けていけるようガバナンス体制の整備、運用に取り組んでまいります。内部統制については、日常的なモニタリングの確実な実施などを通じて、さらなる実効性の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、事務職員の人材育成については、プロジェクト公募・実践研修等の取組等を通じて、法人経営の多様性の確保、次世代経営人材の育成及び教職協働の推進に取り組んでおります。今後も、事務職員を戦略的人材として育成・登用する仕組みの更なる充実に努めてまいります。</p>

その他の方法による確認		
-------------	--	--

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	<p>「教育基本法に則り、国民的合意の下に、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」を理念とし、この理念のもと、教育、研究、地域連携（地域協働）とグローバル化（国際化）に関する基本目標を掲げて大学運営を行っている。</p> <p>現学長の下、昨年度より、第 5 期中期目標・中期計画の策定を視野に入れ、18歳人口の動向が予見可能な2040年を見据えた法人の将来構想を立案することを目的として、経営企画推進機構の下に経営戦略会議を設置した。同会議において、将来構想及びグランドデザインの検討を行うとともに、学内での意見交換を実施し、令和 8 年 7 月22日付で「高知大学グランドデザイン2040」を策定した。今後、「高知大学グランドデザイン2040」を第 5 期中期目標・中期計画策定の基本的な指針として、学長のリーダーシップの下、その実現に向けたアクションの具体化を進めている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「大学の理念・基本目標」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/outline/philosophy/</p> <p>○「第 4 期中期目標・中期計画等（令和 4 ～ 9 年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/assessment/national-evaluation/2022-2027/</p> <p>○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/outline/organization/</p> <p>○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>「高知大学Grand Design2030」の内容を反映した第4期中期目標・中期計画の進捗状況の確認に関しては、令和4年度の国立大学法人法の改正により年度計画を作成しないこととなったことに伴い、「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」（令和4年1月27日第431回役員会で承認）を制定し、担当理事の下、中期計画の「実施計画」と「評価指標の補足説明」を策定したうえ、中期目標・中期計画の自己評価を年に1回実施し、評価結果を学内ライブラリやホームページを通じて学内外に公表することとしている。</p> <p>具体的な運用としては、各担当課・室が実施計画と評価指標に対する進捗状況を取りまとめ、評価指標に基づく自己評価を全学的に行う。IR・評価機構は、特に進捗している取組や改善が必要な取組を抽出・分析し、担当理事がそれらを踏まえて評価を実施する。大学は、理事評価を参考に年度ごとに自己点検・評価結果を確定するとともに、必要に応じて次年度以降の実施計画を見直す。これら一連のプロセスを経て、目標・戦略の進捗状況を検証し、改善に反映させている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「高知大学Grand Design2030」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157636/granddesign2030.pdf</p> <p>○「第4期中期目標・中期計画等（令和4～9年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/assessment/national-evaluation/2022-2027/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	<p>国立大学法人法に則り、「国立大学法人高知大学役員会規則」、「国立大学法人高知大学経営協議会規則」、「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」を制定し、審議事項を定めることにより、運営と教学における責任体制を明確にしている。</p> <p>法人運営に関する検討組織として、2040年に向けた法人の将来構想を検討、戦略の企画・立案や当該戦略の実現に向けた施策の推進等を通じて法人の理念と目的の実現を目指す「高知大学経営企画推進機構」（機構長：学長、構成員：学長、理事）を置いている。</p> <p>また、教学に関する全学組織として、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程に関し、教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する「高知大学全学教育機構」（機構長：理事（教育担当））を置いている。</p> <p>上記のとおり、法人運営、教学に関する全学組織が明確な役割分担の下に運営される体制となっている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/outline/organization/</p> <p>○「国立大学法人高知大学役員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120001.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120003.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf</p> <p>○「全学教育機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130033.pdf</p> <p>○「全学教育機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130034.pdf</p> <p>○「全学教育機構会議委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130051.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<p>教員の多様性の推進等を定めた総合的な人事方針として、第４期中期目標期間中の「教員人事基本方針」を策定した。当該基本方針において、教員の多様性を高めるため、若手教員、外国人次員及び女性教員を積極的に採用することとしている。特に、若手教員及び女性教員は新規採用者のうち、原則６割を若手教員、原則３割を女性教員とすることで組織の若返り及び多様化を図ることとしている。</p> <p>すべての職員が高いモチベーションを保ちながら意欲的に職務に従事し、ワークライフバランスを充実させるとともに、多様な人材がその力を最大限発揮することができるよう「第４期中期目標期間 国立大学法人高知大学における事務局等職員の人事基本方針」を策定した。当該基本方針において、年齢毎に極端な偏りがないように、中長期的にバランスが取れ、かつ、持続可能な年齢構成を目指すとともに、DEI（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包括性））の推進に努めることを規定している。</p> <p>また、これらの内容を包含した「国立大学法人高知大学人事基本方針」を策定した。</p> <p>本方針では、均衡ある年齢構成に留意しつつ、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるようダイバーシティの推進等に努めることを規定している。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人高知大学人事基本方針」 ○「第４期中期目標期間 教員人事基本方針」 ○「第４期中期目標期間 国立大学法人高知大学における事務局等職員の人事基本方針」 <p>https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/20230921jinji_kihonhoushin.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>収支状況を見通す中期的な財務計画について、第4期中期計画期間中に4億円の増収を目標とする計画を定めるとともに、同計画のその他の記載事項において6年間の「予算計画」「収支計画」「資金計画」を策定し公表している。</p> <p>【公表資料】 ○「第4期中期計画」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/03/tyuukikeikaku_r8_henkouninka.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③</p> <p>教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>	更新あり	<p>国から国立大学法人運営費交付金の交付を受けて法人を運営しているという公共的性質に鑑み、教育・研究に係る活動の状況を取りまとめ、コストの見える化を図っている。</p> <p>具体的には、教育・研究上のコストの見える化のため、期中の収支状況の前年度比較とその要因や各部局ごとの予算執行状況についてグラフ等を使って分かりやすく説明した「財務状況報告書」を作成し、役員会に報告を行っている。これ以外にも、学部・研究科等別の予算・決算情報を毎年資料化し、全学財務委員会に報告している。</p> <p>また、国立大学法人法の規定に基づき公表される財務諸表においては、令和元年度から各部局別のセグメント情報を附属明細書に記載しており、学内教職員はもとより、広く一般の方にも本学のコストに関する情報を公表している。さらに、財務諸表等の定型的な解説のみならず、各部局の活動状況を財務情報を交えて報告するほか、同規模国立大学との財務指標の比較を行い、本学の位置づけなどを示した「財務レポート」を作成し、本学ホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-relations/financial-report/</p> <p>○令和 7 年度 財務諸表、附属明細書、事業報告書（第22期事業年度） https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/#finance</p>
<p>補充原則 1－4②</p> <p>法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>本学では、「役員等候補者の育成に関する基本方針」（役員会決定）を定め、公表している。学長から指名された副学長・副理事等は、各担当分野のキーパーソンとして、法人経営の中核業務を所掌している。</p> <p>また、大学トップマネジメント研修（政策研究大学院大学）、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国大協）及び大学マネジメントセミナー（国大協）に管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を積極的かつ計画的に参加させ、次代の経営人材を育成している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「役員等候補者の育成に関する基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/1-4Training_policy.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p>「国立大学法人高知大学組織規則」に、理事、副理事、副学長、学長特別補佐について規定している。</p> <p>理事は、同規則において「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・ＩＲ」、「広報・基金・ウェルビーイング・事務組織改革」、「財務・労務管理」、「法務」の業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して業務を掌理することを規定している。理事は、学長自ら大学運営に関する能力、大学改革に関する意欲を確認したうえ任命しており、「法務」担当理事は、その専門性から外部の者を任命している。</p> <p>副理事は、同規則において、理事の職務を助ける副理事を置くことができること、理事からの推薦に基づき学長が指名することを規定しており、「総務担当」、「評価・ＩＲ担当」、「医療担当」の３名の副理事を発令している（基準日現在）。</p> <p>副学長は、同規則において、学長を助け校務をつかさどる副学長を学長が指名することとしており、「総務担当」、「教育担当」（２名）、「国際教育担当」、「研究担当」（３名）、「地域連携担当」、「国際連携担当」の９名の副学長を配置している。</p> <p>学長特別補佐は、同規則において、学長から特別に指示された事項を処理する者を学長が指名しており、危機管理全般に対応する「危機管理担当」、企業から招聘され地域のＤＸに対応する「ＤＸ推進担当」、高知県教育委員会との連携を担当する前高知県教育長の３名を配置している。</p> <p>何れの役職についても、面談等を通じて学長が全ての選考を行うことにより、学長をトップとして、大学のビジョンを実現していくための大学運営を行うことが可能な組織となっている。</p> <p>※長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みについては、原則 1 - 4 の記述を参照</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「国立大学法人高知大学組織規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf</p> <p>○「高知大学役職員の状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/personnel-status/</p> <p>○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/executive-structure/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録	更新あり	<p>「国立大学法人高知大学役員会規則」を定め、学長、理事で構成する役員会を組織し、法人運営上の重要事項について審議を行っている。</p> <p>適時かつ迅速な審議を行うため、毎月 2 回の定例役員会の開催に加え、必要に応じ臨時の役員会も開催している。令和 7 年度は役員会を 30 回開催した。役員会の議事録は、次回以降の役員会において承認を得たのち、遅滞なく本学ホームページに公開している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「役員会議事録」</p> <p>https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/governance/board-minutes/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2 - 4 - 2</p> <p>外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>理事「広報・基金・ウェルビーイング・事務組織改革」、「財務・労務管理」、「法務」担当については、大学経営において必要な観点である一方、学内にとどまらない多様な視点や専門的知見が必要であるため外部の経験を有する人材として 3 名を登用している。</p> <p>また、企業から招聘され地域の D X に対応する「D X 推進担当」、高知県教育委員会との連携を担当する前高知県教育長の 2 名を学長特別補佐として配置することで専門性の観点や第三者の視点を取り入れ経営体制を強化している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「高知大学役職員の状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/personnel-status/</p> <p>○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/executive-structure/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ①</p> <p>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<p>「国立大学法人高知大学経営協議会規則」において、外部委員に関し、「国立大学法人高知大学の役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」（第2条第3号）と定めており、教育研究評議会においては、外部委員候補者について、現職、略歴、実績を示し、同会議からの意見を得たうえで学長が任命している。</p> <p>経営協議会においては、中期目標・中期計画、給与・就業規則関係、予算・決算関係、その他経営に関する重要事項について議題として設定している。学外委員に対しては、議事内容の事前説明を行い、各議題に関する背景や基礎知識をあらかじめ共有することで、当日の審議を効率化するとともに、より深い議論が可能となるよう工夫している。さらに、法定事項とは別に大学運営に関する意見交換や学内施設見学等を企画し、今後のよりよい法人経営に資する会議となるよう運営方法を工夫している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf</p> <p>○「経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/governance/management-council-minutes/</p> <p>○「経営協議会学外委員からの意見等への取組状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/governance/external-member-responses/</p> <p>○「経営協議会の活性化のための取組みについて（高知大学）」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/20251023.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	<p>学長選考・監察会議が自ら定め公表している「国立大学法人高知大学学長選考基準」に「学内関係者の問題意識を踏まえて学長選考・監察会議が候補者に見解・方策を示すことを求めることとする高知大学の運営における課題と思われる事項について、明確で妥当性があると思われる見解と方針を有する者であること」を令和5年度に追加し、同会議における選考のための議論をより具体的に掘り下げたものとしている。</p> <p>令和5年度に意向投票を廃止し、学内関係者の大学運営に対する問題意識の調査を行い、学長選考・監察会議の審議の参考としている。公表している選考結果、選考過程及び選考理由について、選考手続きの充実を反映して、より具体的に詳細な記述を行っている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「学長候補者選考」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/president-selection/</p> <p>○「学長候補者の選考結果」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00521666/2023gakutyousenkoukekka.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/20230629kaisei_gakutyosenkoukizyun-1.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	<p>学長選考等規則第14条第1項において、任期は4年とし、再任の場合は引き続き6年を超えて在任することができない旨規定している。なお、平成26年度において、学長の任期について学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう改めて検討を行った。その後も選考の都度、学長選考・監察会議において、学長選考基準の審議・確認を行い、任期、再任の可否等についても記載することとしており、求められる学長像等とあわせ公表してきた。</p> <p>また、令和5年度に、現行の学長の任期等の設定理由を整理し、「3年以下では学長が適切にリーダーシップを発揮し施策を計画・実行・改善するには短いとの判断から、4年が妥当としている。また、再任の可否については、4年の任期において優れた成果を挙げつつあり、さらなる成果が期待できる場合に、それが可能となるよう、再任可としている。再任の場合に引き続き6年を超えて在任することができないことについては、任期の長期化による組織の硬直化を抑止すること及び中期目標期間が6年であることを考慮し決定している」旨を公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/20230629kaisei_gakutyosenkoukizyun-1.pdf</p> <p>○「学長の任期、再任の可否等について」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00521536/20240131gakutyoo.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	<p>学長選考等規則第15条から第18条までの規定において、解任を申し出るための手続きについて規定し、公表している。また、学長選考基準においても、学長の解任手続きについて記載し、公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/20230629kaisei_gakutyosenkoukizyun-1.pdf</p>
補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長の業績評価実施要項を定め、学長選考の適正性を担保するため、学長がその職務を適切に遂行していることを選考時の判断に沿って確認することとしており、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末まで、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに、学長の任期中の業績について評価し、結果を公表することとしている。また、業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うこととしている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「学長の任期中の業績評価結果」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/07/20260319gyouseki_hyoka.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	<p> 本学の学長選考・監察会議規則第 2 条において、本会議の委員は、経営協議会で選出された者 6 名、教育研究評議会から選出された者 6 名の計12名で構成する旨を定めている。 </p> <p> 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかということを念頭に、経営協議会及び教育研究評議会において、選任方法を審議し決定の上、その方法により学長選考・監察会議の委員を選任し、その方法・理由を、両会議の議事要録において記載し、公表している。 </p> <p> 令和8年度においては、以下のとおり選任を行った。 </p> <p> 経営協議会においては、第109回及び第110回経営協議会で、中立性・公正性担保の観点等から、経営協議会委員の投票により得票上位の者を委員に選出することとし、投票の結果得票上位となった者 6 名を選任した（第109回及び第110回経営協議会）。 </p> <p> また、教育研究評議会から選出する委員についてどのような観点から選出するかについて議論を行い、全学からバランスよく見識のある方を選出するという観点から各学部 1 名、欠員補充の場合を除き学部長の 6 名を選出することとしている。なお、その内容については令和 4 年 6 月15日付で「教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」として申し合わせている。教育研究評議会においては、第138回教育研究評議会、学部長 6 名を選任した。 </p> <p> ○「国立大学法人高知大学学長選考・監察会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120004.pdf </p> <p> ○「第109回経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/09/%E7%AC%AC109%E5%9B%9E%E7%B5%8C%E5%96%B6%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E4%BA%8B%E8%A6%81%E9%8C%B2.pdf </p> <p> ○「第110回経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/09/%E7%AC%AC110%E5%9B%9E%E7%B5%8C%E5%96%B6%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E4%BA%8B%E8%A6%81%E9%8C%B2.pdf </p> <p> ○「第138回教育研究評議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/09/%E7%AC%AC138%E5%9B%9E%E6%95%99%E8%82%B2%E7%A0%94%E7%A9%B6%E8%A9%95%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E4%BA%8B%E8%A6%81%E9%8C%B2.pdf </p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 3 - 3 - 5</p> <p>大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由</p>		<p>本学では、大学総括理事を置いていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>教育・研究・社会貢献活動に加え、経営状況や管理運営状況について、本学ホームページを中心に、幅広く情報の公表を行い、透明性を確保している。</p> <p>本学では、「内部統制システムの整備」として業務方法書に定めたとおり、役員（監事を除く）の職務の執行が法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための内部統制体制を整備し、継続的にその見直しを図ることとしている。</p> <p>本学では、「国立大学法人高知大学内部統制規則」、「国立大学法人高知大学内部統制委員会規則」を定め、最高責任者である学長の下で、各理事を所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する内部統制担当役員に位置づけ、内部統制の推進やモニタリング等を実施する体制としている。また、業務を実施する組織である部局の長を内部統制推進責任者に位置付け、自己の管理、監督又は指導する部局の業務における内部統制の整備及び運用を推進する体制とし、内部統制上の問題が発生したとき又は職員から発生の報告を受けたときは、当該業務を掌理する内部統制担当役員に報告する体制を整備している。</p> <p>このほか、学長及び内部統制担当役員を構成員とする内部統制委員会を設け、内部統制担当役員から所掌する業務における内部統制に係るリスク情報や内部統制の整備及び運用に関する状況 について報告を受け、リスクの評価やその見直しを行うほか、必要に応じ役員会その他関係部局と連携してリスクの低減案や内部統制の改善策を決定及び実施する 体制としている。</p> <p>モニタリングに関して、日常的なモニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続により行い、独立的評価としては、法人監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行い、継続的に見直しを図っている。このほか、学長が指定した事項について、内部統制委員会の下で個別の自己点検及び評価により行う特定モニタリングを設けている。</p> <p>また、コンプライアンスの推進や内部通報・外部通報にかかる制度については「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」を制定し、運用している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【公表資料】</p> <p>○「業務方法書」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/01/gyomu_houhouR7.pdf</p> <p>○「公表事項」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/</p> <p>○「教育情報の公表」 https://www.kochi-u.ac.jp/education-support/education/information/</p> <p>○「研究・社会連携」 https://www.kochi-u.ac.jp/research-collaboration/</p> <p>○「研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用の防止体制等について」 https://www.kochi-u.ac.jp/research-collaboration/research-support/misconduct-prevention/</p> <p>○「国立大学法人高知大学内部統制規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120037.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学内部統制委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120038.pdf</p> <p>○「高知大学における内部統制（概念図）」 https://www.kochi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/08/naibutousei2026.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学におけるコンプライアンス通報等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/140016.pdf</p> <p>○「国立大学法人高知大学コンプライアンス委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130045.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	更新あり	<p>国立大学法人高知大学情報公開に関する規則を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っている。</p> <p>また、法令等に基づき公表することとされている情報について、本学ホームページの「公表事項」のページを中心に、情報公開を行っている。情報の追加等については、適宜更新を行っている。</p> <p>加えて、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、ホームページ、SNS、広報誌、財務レポート、環境報告書等の情報誌や報告書などにより分かりやすく公表している。令和8年3月にはホームページの全面改修を行い、利用者の視認性及び利便性を高めるとともに、必要な情報へ容易にアクセスできる構成に見直すなど、情報発信機能の充実を図った。また、プレスリリースや記者会見の実施など、メディアに対する情報提供の機会も活用した情報の公表にも取り組んでいる。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「情報公開」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/disclosure/</p> <p>○「公表事項」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/</p> <p>○「高知大学ホームページ」 https://www.kochi-u.ac.jp/</p> <p>○「高知大学Instagram」 https://www.instagram.com/kochi_univ_official/</p> <p>○「高知大学facebook」 https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/</p> <p>○「高知大学X」 https://x.com/KochiU_News</p> <p>○「高知大学広報誌」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-relations/sru-magazine/</p> <p>○「財務レポート」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-relations/financial-report/</p> <p>○「環境報告書」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-relations/sustainability-report/</p> <p>○「高知大学概要」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/outline/overview-booklet/</p> <p>○「高知大学大学案内」 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-relations/university-guide/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<p>ホームページにおいて、幅広く情報を公表するとともに、SNSでは学生を主な対象として情報を公表等し、受験生に向けては入試情報専用のホームページによる情報公表を行うほか、オープンキャンパスの実施や高知大学での学び、学部や入試に関する概要をYouTubeの公式チャンネルで動画として公表するなど、対象、内容、方法等を選択し公表している。なお、ホームページにおいては、受験生、在学生、卒業生、企業・一般の方など閲覧者に応じたポータルサイトを設け、閲覧者が必要な情報へのアクセスが容易になるよう取り組んでいる。また、自治体や同窓会と対面で懇談、交流する機会を設け、いただいた意見等を情報発信や業務に活用している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○高知大学ホームページ https://www.kochi-u.ac.jp/</p> <p>○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/</p> <p>○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/</p> <p>○高知大学X https://x.com/KochiU_News</p> <p>○高知大学受験生サイト https://nyusi.kochi-u.ac.jp/</p> <p>○YouTube 高知大学公式入試チャンネル https://www.youtube.com/channel/UC5Gq86CW1STI0FEqk_2MWpw</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	<p>すべての学生が卒業時または修了時に身につけているべき能力としてディプロマ・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシー及びアドミSSION・ポリシーとともに本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「高知大学教育に関するポリシー」 https://www.kochi-u.ac.jp/education-support/education/education-policies/</p> <p>学生の大学教育に対する満足度については、在学生及び卒業生に対するアンケート調査の結果を、学び創造センター学びの質保証ユニットホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○「高知大学まなびのプロフィール」（在学生及び卒業生を対象に実施した調査結果のフィードバック用リーフレット） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/publications.html#anchor-manabiprof</p> <p>○「卒業生調査結果」 https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html#anchor-graduates</p> <p>○「高知大学での学びと学生生活に関する調査結果」（在学生調査） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html#anchor-survey</p> <p>卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（卒業率、進学・就職者数並びに主な就職先、教員採用者数・公務員採用者数、国家試験合格状況（医学部））については、「教育情報の公表」として大学ホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <p>「教育情報の公表」 https://www.kochi-u.ac.jp/education-support/education/information/</p> <p>「資格取得者数」 https://www.kochi-u.ac.jp/education-support/education/information/qualification-statistics/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	更新あり	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kochi-u.ac.jp/about/public-information/legal-disclosure/information-disclosure-act/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/director2.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/i-anzen.html</p>